

## 目次

I	設置の趣旨及び必要性	P. 1
II	修士課程までの構想か, 又は, 博士課程の設置を目指した構想か	P. 9
III	研究科等連係課程実施基本組織の名称及び学位の名称	P. 9
IV	教育課程の編成の考え方及び特色	P. 10
V	教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件	P. 14
VI	基礎となる学部との関係	P. 19
VII	「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	P. 19
VIII	入学者選抜の概要	P. 21
IX	教員組織の編成の考え方及び特色	P. 24
X	施設・設備等の整備計画	P. 26
XI	2以上の校地において教育研究を行う場合	P. 28
XII	管理運営	P. 29
XIII	自己点検・評価	P. 29
XIV	認証評価	P. 30
XV	情報の公表	P. 30
XVI	教育内容等改善のための組織的な研修等	P. 31

愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環  
設置の趣旨等を記載した書類

令和3年8月31日

## I. 設置の趣旨及び必要性

### 1. 設置の趣旨

#### 1) 設置の背景

愛媛大学は、昭和 24 年に新制国立大学として、松山高等学校、愛媛師範学校、愛媛青年師範学校、新居浜工業専門学校を母体として、文理学部、教育学部、工学部の 3 学部で発足した。昭和 29 年には松山農科大学を母体とする農学部、昭和 48 年には新設の医学部が加わり、現在では法文学部、教育学部、社会共創学部、理学部、医学部、工学部、農学部の 7 学部と大学院 6 研究科から成る学生約 1 万人を擁する四国最大の総合大学である。これまで、社会の知的・文化的水準の向上に貢献するとともに、様々な分野で多くの優れた人材を世に送り出してきた。

本学は、設立当初から地域の学術交流の拠点としての使命と役割を担い、地域の理解と支援のもとで発展してきた。地域にある総合大学として、地域の諸課題の解決に向けて、地域の人々とともに考え、行動し、地域社会の自律的發展を支援し、地域から評価され信頼される大学を目指してきた。

令和 4 年度に設置する愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環(以下、「本学環」という。)の連係協力研究科である農学研究科及び医学系研究科は、昭和 42 年に農学研究科が、昭和 54 年に医学研究科(平成 10 年に医学系研究科に改組)が開設された。

農学研究科は、学部と一貫して、地域社会や国際社会における安全・安心な食料の安定的供給、生命機能の解明と生物資源の利用、生物環境の創造・修復・保全・管理・利用に関する様々な問題を解決し、自然と人間が調和する循環型社会の創造に貢献できる人材を養成することを教育理念とし、昭和 42 年 6 月に農学、林学、農業工学、農芸化学、経営農学の 5 専攻で設置(昭和 54 年度に環境保全学専攻を追加)されて以降、平成 4 年度には、生物資源生産学、生物資源開発学、生物生存環境学の 3 専攻に、平成 9 年度には、生物資源学の 1 専攻に、平成 28 年度には食料生産学専攻、生命機能学専攻、生物環境学専攻の 3 専攻に改組され、現在に至っている。特に本学の農学研究科は、昭和 60 年度に開設した日本で初めての連合農学研究科(博士課程)(愛媛大学大学院連合農学研究科)の基幹校として、その実績にも大きく貢献している。

農学分野は、基礎となる自然科学(物理学、化学、生物学、地学)も多岐にわたり、また、扱っている専門領域も、遺伝子レベルでの生命現象から地球規模の環境問題まで幅広いが、本学の農学研究科は、日本学術会議が取りまとめている「大学教育の分野別保証のための教育課程編成上の参照基準 農学分野」において農学が取り扱うべき分野として挙げられている「食料」「生命」「環境」をキーワードとする 3 専攻(「食料生産学専攻」「生命機能学専攻」「生物環境学専攻」)により構成されている。

食料生産学専攻では、農業生産、植物工場、農業経営、水産業などに関するより高度な専門教育を行い、食料生産に関わる基礎知識と俯瞰的な視野と総合的思考能力を身に付けさせ、農業生産学、植物工場システム学、食料経営学、水産学といった専門分野の講義

科目や演習・実習科目を履修させ、より実践的かつ高度な専門知識や技術を習得させるとともに、これらを包括する汎用的能力を身に付けさせており、大きな変革が求められる次世代の食料生産にも積極的に対応・貢献できる人材を育成してきた。

生命機能学専攻では、学士課程で身に付けた生命機能学領域の専門的基礎知識や技術を活かして、バイオテクノロジー分野全般にわたる広い見識を備えつつ、より専門性が高い知識と確かな技術を習得した人材を育成してきた。

生物環境学専攻では、高度な専門的知識、技術を身に付けさせるとともに、生物環境学に係わる多様な先端研究を理解し、かつ、自身の研究成果を幅広く発信できるプレゼンテーション能力を身に付けさせる教育を行っている。具体的には、森林資源学、森林環境管理学、バイオマス資源学、地域環境工学、環境保全学、水環境再生科学において、各分野の最先端の科学と技術に係わる教育を実施する一方で、専攻内で共同開講方式による現地実習（インターンシップ）、実習報告会、研究発表会（中間発表会、最終発表会）などを実施し、特定分野の専門家としてはもとより、生物環境学における一般実務家としても高い能力をもった人材を育成してきた。

医学系研究科は「患者から学び、患者に還元する教育、研究、医療」を基本理念とし、医学・看護学・医療に関する学術の理論及び応用を教授・研究し、豊かな人間性と学識を備えた人材を育成するとともに、医学・看護学・医療の発展に貢献することを目的として、昭和54年4月に医学研究科として設置された。平成10年には看護学専攻修士課程を加えて、医学系研究科に改組され、令和2年4月には看護学専攻に博士後期課程が設置され、現在に至っている。

医学系研究科は医学専攻と看護学専攻で構成され、医学専攻では、人間の尊厳を重んじる豊かな人間性、幅広い教養及び生命倫理や生命の尊厳に対する高い倫理観を持った医療人を育成してきた。また、看護学専攻では、多様なケアニーズに柔軟に対応できる資質を備えた高度看護専門職業人を育成してきた。

この間、社会の変化はめまぐるしく、少子高齢化と人口減少の進展、科学技術の発展、社会・経済のグローバル化に伴う生活習慣病リスクの高まり、有害物質等による環境リスク、食の安全問題など、人々の健康、医療、環境に関わる課題は多様化、複雑化している。ライフスタイルの欧米化に伴う肥満、糖尿病、脂質異常症、高血圧等の循環器病リスク要因所有者の増加、所得格差に伴う健康状態の格差の拡大、高齢人口の急増に伴う要介護者や認知症患者の増加、地球環境の汚染に伴う健康リスクの上昇、食の安全・安心をめぐる問題の深刻化等、現代の健康問題は様々な要因が複雑に絡み合い、これまでにならぬほど、多様で複雑なものとなっている。健康問題の解決は、国民の健康レベルの増進に繋がり、社会的な活力の維持や社会保障負担の適正化という点でも欠かせない課題である。こうした多様かつ複雑な公衆衛生上の地域課題に対応するためには、健康を対象にした調査・分析の手法を身につけ、保健医療に関わる社会制度や食を含めた環境が人々の健康に及ぼす影響を体系的に理解した、公衆衛生の専門家養成が必要不可欠である。

全世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を始め、今後も発生が予想される新型感染症への対策では、主に治療を中心とした臨床医学に焦点が当てられるが、感染症対策は、医学領域にとどまらず、様々な領域全般に関わる複雑な問題である。特に、感染症の予防と蔓延防止に主眼を置くためには、地域ごとに医療資源の分布、人口密度や高齢化の状況、地理的条件や歴史的背景が異なるため、地域に応じた対策が必要である。そのため、医療、介護、保健、産業、市民、それぞれが垣根を越えて協力体制をつくる必要があり、地域のデータの活用や地域の関係者間の情報共有を円滑に行うためには、様々な領域で公衆衛生学の知識を持った人材が増えていくことが求められる。

また、地域における様々な健康問題を解決するためには、医療による治療だけでなく、病気になる前の健康者に対して、病気の原因と思われるものの除去や忌避に努め、健康の増進を図って病気の発生を防ぐ一次予防が重要となってくる。今回の新型コロナウイルス感染症では、基礎疾患保有者の重症化リスクが高いとされていることから、With コロナ時代においては、日常的な疾患予防や健康意識のさらなる高まりによって、機能的食品の開発ニーズが拡大することが想定される。特に愛媛県においては、機能的性を有する新品種作出や健康機能が期待できる食品開発が、地域産業の活性化への重要な課題となっており、こうした分野に、公衆衛生学の専門知識に加えて、食を通じた健康増進に関する知識を持った人材が求められる。

公衆衛生人材の育成については、欧米では、古くから公衆衛生の専門教育が制度化されており、公衆衛生の専門教育が最も発展している米国では、100を超える公衆衛生大学院又は公衆衛生学修士コースがあり、5万人以上の学生が在籍している。

しかしながら、本邦では、予防医学や公衆衛生学に精通した人材が乏しい。

このような状況を受け、平成10年10月の大学審議会答申、平成11年2月の21世紀医学・医療懇談会第4次報告、さらには平成17年9月の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―」において、公衆衛生分野の専門職大学院の必要性が繰り返し指摘されてきた。

また、令和元年8月の中央医療対策協議会の取りまとめにおいて、都道府県による公衆衛生医師の十分な確保や高度な調整業務を担うことのできる公衆衛生医師の配置が求められ、大学等に対しても、政策提言やデータ提供、分析や活用方策に関する助言など必要な協力を行うことが望まれている。

さらに、「統合イノベーション戦略2020」においては、「今ある、そしていずれ来る公衆衛生危機への対応能力を強化すべく、自然科学のみならず人文・社会科学を含め、科学技術・イノベーションの総力を挙げて取り組む必要があることは、新型コロナウイルス感染症拡大による脅威を経験した数多くの人々が強く感じる点である。特に、対応するための多様な人材の育成と確保、体制整備と国際的な連携の向上は重要な点である。」と記載されており、我が国における公衆衛生分野の人材育成が重要な課題であるとされている。

我が国の公衆衛生大学院としては、平成12年4月、京都大学に日本初の公衆衛生大学院が設置され、平成13年には九州大学、平成19年度には東京大学が専門職大学院として設置された。その後、平成27年には東北大学に公衆衛生学専攻が設置されている。

中国・四国地方では平成26年に岡山大学、平成27年に広島大学、平成29年に高知大学にそれぞれ公衆衛生学コースが設置されている。

愛媛県においては、公衆衛生大学院は無く、本格的に公衆衛生学を学ぼうとする場合は、県外に進学せざるを得ないのが現状であるが、社会人として働きながら県外の大学院で学位を修得するのは容易なことではなく、本来の職務にも支障が生じる可能性も否定できず、県内における公衆衛生大学院の設置は急務である。

## 2) 地域等からの期待

愛媛県では心疾患の発症率が全国で最も高く、民間企業・愛媛県・愛媛大学で連携協定を結び、それに応じる方策を進めている。その中で、当然発症したものを治療するということもあるが、発症には食生活が密接に関係しているため、愛媛県の食材をうまく利用した形で食生活を改善し、愛媛県の課題である心疾患の予防につなげるという取組を現在展開している。このような、地域における公衆衛生上の様々な健康課題を解決するために、本学環では、公衆衛生の専門知識に加えて、「医」と「農」の融合により、地域の健康課題を解決に導くために、食を通じた健康増進に関する知識・技能を修得させる教育を行う予定であり、愛媛県において初めて修士（公衆衛生学）（MPH:Master of Public Health）を取得できる大学院課程となることから、県内の行政機関や食品関係企業からも高い関心が寄せられている。

また、既に医療機関や地方公共団体等で公衆衛生の実務についている医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士等を対象としたリカレント教育や民間企業で健康に関連する業務に従事している方を対象としたキャリアアップ教育に対する期待も高く、愛媛県ならびに愛媛県栄養士会、愛媛県歯科衛生士会からも強く要望されているところである（資料1）。

## 2. 設置の必要性

### 1) 医農融合による研究科等関係課程として設置する理由

多様かつ複雑化した公衆衛生上の健康問題の解決には医学的な側面からだけでなく、人の健康に影響を与える食品や環境といった側面からもアプローチが必要である。本学環では、「医」を「人の健康の増進」、「農」を「人の健康に影響を与える食・環境」としてとらえ、「医」と「農」の密接な結びつきに注目することで、公衆衛生学の体系的な知識に加え、食を通じた健康増進に関する知識・技能を持ち、多様な関係者と協力して健康施策を実現できる公衆衛生人材を育成できると考えている。

そのため、医学系研究科及び農学研究科の教育研究シーズ及びこれまでに培ってきた

医農連携の実績を踏まえ、国際的な公衆衛生大学院設置基準である5領域を、医学系及び農学系の教員による体系的な教育課程として展開する。

- Epidemiology (疫学)
- Health Service Administration (保健医療管理学)
- Biostatistics (生物統計学)
- Social and Behavioral Sciences (社会科学・行動科学)
- Environmental Health Sciences (環境・食品衛生学)

上記5領域のうち、国際標準では「Environmental Health Sciences (環境保健学)」とされている領域を、社会的背景や本学の実績を踏まえ、本来の環境面に加え、人の健康に影響を与える食に係る要素を加味した「環境・食品衛生学」として設定している点は、本学環の特徴である。

さらに、「疫学」及び「環境・食品衛生学」にまたがる領域として、愛媛県で課題とされている食と健康に関わる領域に着目し、医学及び農学の学際的な体制による融合型の科目を開設することから、関係する研究科が連携協力して実施することが適切であると考えている。

特に、医学系研究科、農学研究科それぞれの教育資源(教員等の人的資源、施設・設備等)を有効活用できる研究科等連係課程とすることで、医学系研究科が持つ疫学・保健医療管理学・ヘルスデータサイエンスに関する知識と技術及び地域医療データベース、農学研究科が持つ環境汚染物質測定、食品機能性評価技術及び食品衛生に関する知識と技術といったそれぞれの研究科の強みを活かしつつ、継続的な実施が可能な体制とすることができる。

また、本学環に参加する教員にとっても、新たな学術分野と連携・融合することで、教員の資質向上及び新たなシーズの発見に繋がることが期待できる。

研究科等連係課程制度を活用した医農融合による公衆衛生学教育の取組は、全国で初めての試みであり、今後、国内各地域に共通した課題の解決に向けたモデルケースになり得るものと考えている。

## 2) 愛媛大学における公衆衛生学の教育研究シーズ及び医農連携の実績

愛媛大学には、本学環を実現させるための教育研究シーズ及び医農融合連携の実績を既に有している。

医学系研究科では、公衆衛生学領域の教育・研究に携わる講座として疫学・予防医学講座(教授1、准教授1、助教1)を設置しており、医師、保健師等の資格教育の一環として公衆衛生に係る専門教育を行ってきた。同講座では、これまで、愛媛県下で5~10万人を対象とする「愛大コーホート研究」を展開し、生まれた子を成人まで追跡する出生前コーホート研究や潰瘍性大腸炎の症例対照研究等、学術的価値の高い複数の疫学データベースを構築してきた。これらは、愛媛県内のレセプト情報や医療情報を活用すること

でより高い研究実践力を養うことができると期待される。

農学研究科においては、食品の安全・衛生など、人の健康に直結する食品・環境に関する教育研究を行ってきた。農学研究科に設置した食品健康科学研究センターでは、医学系研究科との連携により、地域の農産物を活用した機能性食品の開発など、食と健康に関する高度な研究を継続的に実施しており、本学環はこれらの食と健康に関わる研究成果と医学の研究成果とを融合させることにより、新たなシーズの発見に繋がることを期待している。

愛媛大学としても、医学系研究科のある東温市と「地域協働事業に関する連携協定」を締結し、地域密着型の健康・長寿プラットフォームの創生に向けた「とうおん健康医療創生事業」を推進し、地元企業も参画する医工連携事業、医食農連携事業、ヘルスツーリズム事業等を推進しており、公衆衛生学の教育研究にも活用できると考えている。

また、医学系研究科と農学研究科では、これまでも様々な研究で連携してきた実績がある。

優れた実績を有し、将来の発展が見込まれる分野横断型研究グループを認定、支援する愛媛大学リサーチユニット制度には、医学系研究科と農学研究科の教員が参画する複数のリサーチユニットが認定され、活発な医農連携による研究活動を行ってきた。

医学系研究科と農学研究科では、腎臓疾患対応米の開発（愛媛県との共同研究）や、愛媛県の特産品である柑橘類、魚類養殖等を活用した機能性食品の開発等を進めており、食によるQOLの向上や健康寿命の延伸といった観点から、医農連携による臨床研究や技術開発も進めている。

教育・研究フィールドについても、医学系研究科では、県内各所に寄附講座のサテライト拠点を設置するなど、地域との密接な関係を構築している。愛媛大学においても、県内の全ての市町（11市9町）と連携協定を締結し、地域密着型センター（地域協働センター、産業連携推進センター、南予水産研究センター、植物工場研究センター、農学研究科附属食品健康科学研究センターなど）を設置し、地域の様々な課題の解決や人材育成を行うなど、地域との関わりを重視してきた。そうした地域とのネットワークや連携の実績は本学の大きな特色と強みになっており、より実践的な公衆衛生学教育を行うことができる環境が整っている。

なお、本学環の開設に当たっては、現役の行政官（県の健康衛生局長や保健所長など）から非常勤講師を招聘するなど、愛媛県、松山市等と連携した教育研究体制も構築することとしている。

### 3) 研究科等関係課程設置目的

本学環では、医学系研究科、農学研究科それぞれの特色を活かした教育を連携して実施することにより、「医農融合による公衆衛生教育を通じ、公衆衛生の体系的な知識に加え、食を通じた健康増進に関する知識及び技能を有し、地域における様々な課題を認知

して、科学的判断に基づいて解決策を講じる能力を備え、多様な関係者と協力して、持続可能な健康施策を実現することができる専門職業人（公衆衛生人材）を、幅広い分野に輩出する」ことを目的とする。

医学系研究科が持つ医学・保健学・看護学等に関する知見と技術、農学研究科が持つ食料学・生命機能学・生物環境学に関する知見と技術の双方を補完し合い、総合的な公衆衛生教育を実現することにより、医学系学部卒業者、農学系学部卒業者、公衆衛生行政従事者、食品企業従事者など幅広い学生一人一人のニーズに応じた学びを展開し、多面的な分野のスキルアップを図る。

なお、設置に当たっては、社会や学生のニーズに柔軟に対応し、かつ、既存の教育資源・研究資源及び教員を有効的に活用するため、単独の専攻としてではなく連係課程として設置し、医学系研究科、農学研究科のそれぞれの強みを活かした教育を実施する。

#### 4) 研究科等連係課程設置による効果

本学環では医学系研究科と農学研究科の連係により、以下の効果を期待している。

- ア) 医学系研究科が持つ疫学に関する知見及び愛媛大学地域協働センターで蓄積している愛媛県全域の医学・健康データベースや愛媛大学認定リサーチユニット「アジアでトップクラスの拠点形成：疫学研究ユニット」で蓄積している「愛大コーホート研究」等学術的価値の高い疫学データベースに、農学研究科の栄養学や環境学のファクターを加えることにより、新たなエビデンスが創出され、健康で持続可能な地域社会の構築に寄与する。
- イ) 栄養管理、食品開発、食品衛生、環境施策、環境関連商品開発等の分野に病気を予防するという疫学の考え方を加えることにより、新たなシーズの発見に繋がる。
- ウ) 医療、保健、看護、福祉、栄養学、食品衛生学、環境学など幅広い分野において、公衆衛生学の知識を有する人材を育成することにより、地方公共団体の施策立案や医療制度の見直し、診療等のガイドラインの作成、環境による健康影響評価など、医療、保健だけでなく健康関連の様々な分野で活躍するとともに、今後必要となる多職種への連携において重要な役割を果たす。

#### 5) 養成する人材像

本学環は、前述の設置目的を果たすため、具体的には以下の人材を養成する。

「① 公衆衛生の体系的な知識に加え、食を通じた健康増進に関する知識及び技能を有し、② 地域における様々な課題を認知して、科学的判断に基づいて解決策を講じる能力を備え、③ 多様な関係者と協力して、持続可能な健康施策を実現することができる専門職業人（公衆衛生人材）」

## 6) ディプロマ・ポリシー

本学環の設置目的や養成する人材を踏まえ、学生が身に付けるべき資質・能力を明確にし、達成するために以下のディプロマ・ポリシーを定める。

本学環に2年以上在籍して、履修基準に基づき30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格することにより、修士（公衆衛生学）の学位を授与する。

そのために、以下すべての要件を満たす学修成果を求める。

- ①疫学、保健医療管理学、生物統計学、社会科学・行動科学、環境・食品衛生学の5領域の基本を理解し、グローバルスタンダードな公衆衛生知識及び食を通じた健康増進に関する知識を身につけている。
- ②地域における様々な分野において、公衆衛生の専門家として指導的役割を果たすことができる。
- ③様々な研究成果や系統レビュー、メタアナリシスの研究成果について、その解釈及びエビデンスレベルを適切に理解し、エビデンスに基づき、専門的かつ指導的役割を果たすことができる知識を身につけている。
- ④感染症対策や心疾患予防など、公衆衛生上の様々な課題について、その問題点を把握して対策を組み立て、その対策の再評価と改善といった計画・実施・評価・改善の一連のプロセスを実践できる知識・技能を身につけている。
- ⑤他分野・多職種と協働するためのコミュニケーション力、調整力を身につけている。

## 7) 修了後の進路等の見通し

本学環の入学者の大半は就労を継続しながら、更なるキャリアの積み上げを目指す社会人学生になることが予想されることから、修了後の進路は確保されている場合が多いと想定している。

本学環の修了者は、それぞれの専門領域において、エビデンスに基づいた企画立案を行い、人々の健康の保持・増進、疾病予防、リスク管理や社会制度運用に関してリーダーシップを発揮する専門家となる。

医療分野においては、科学的な知見に基づくデータ分析などにより、食を通じて健康をサポートする医療サービスや疾病予防などを行う医師・看護師・歯科衛生士などの「医療専門職」となる。

教育分野においては、疫学の知識と幅広い公衆衛生の知識に基づき、健康施策の体系化や医療データの要因分析、コホート研究など、食と健康に関する研究を継続的に進めていく「教育研究者」となる。教育分野では将来的に疫学・臨床疫学を志すための基礎的な知識を修得することが可能である。本学環修了後に、博士課程に進学した際には、自

らエビデンスを創出して、愛媛発のエビデンスを世界に発信し、地域だけでなく、グローバルでも貢献できる疫学者、臨床疫学者、公衆衛生専門家となる。

保健行政分野においては、公衆衛生の知識を基に、食生活を含めた健康指導などを行い、健康増進に資する施策を担う保健師・栄養士や科学的なエビデンスに基づいて、各種計画の基礎資料を作成し、政策に応用することができる行政職員など「健康に関する実務者」となる。

環境・食品分野においては、食を通じた健康増進のスペシャリストとして、公衆衛生の知識、各種医療・健康データベースを活用した健康関連商品等の企画・開発を行う「環境・食品関係従事者」となる。環境分野では幅広い公衆衛生学の知識を修得することにより、環境による健康影響度評価など健康関連の様々な分野での活躍が期待される。

本学環では、地域の幅広い分野へ公衆衛生人材を輩出し、本学環修了者が核となって地域全体での健康増進・疾病予防・感染症対策等に寄与することを期待している。

#### 8) 研究者養成、高度の専門的職業人の養成どちらに重点を置こうとしているのか

本学環では、地域における様々な健康課題を解決し、持続可能な健康施策を実現するため、社会人を対象とした専門職業人の養成に重点を置く予定である。

また、将来的に疫学者、臨床疫学者として指導的な役割を果たすことを志す学生のニーズにも対応する。

## II. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本学環は、社会人のリカレント教育を実施し、専門職業人の養成に重点を置いており、修士課程までの構想を想定している。

## III. 研究科等連係課程実施基本組織の名称及び学位の名称

### 1. 課程の名称

本学環では、研究科等連係課程実施基本組織という新たな制度での教育課程であり、医学系研究科、農学研究科の連係によって成し遂げようとしている。つまり、本学がこれまで積み上げてきた教育研究をつなげて新たな『環』を形成しようとするものである。このような理念を実現する実施基本組織の名称として、『学環』が相応しいと考える。

また、本学環は、愛媛県で課題とされている食と健康に関わる領域に着目し、医学及び農学の学際的な体制による融合型の公衆衛生教育を実現するものであることから、名称を愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環とする。

## 2. 学位の名称

本学環は、医農融合の教育により、疫学、保健医療管理学、生物統計学、社会科学・行動科学、環境・食品衛生学の5領域からなる公衆衛生学の体系的な知識、及び食を通じた健康増進に関する知識等を修得させること、並びに学位名称の一般的、国際的通用性の観点から、修了者に授与する学位の名称等を次のとおりとする。

修士（公衆衛生学）（英語名：Master of Public Health）

## IV. 教育課程の編成の考え方及び特色

### 1. 教育課程の編成の基本的な考え方

本学環ではディプロマ・ポリシーを踏まえ、以下のカリキュラム・ポリシーを設定した上で、必要な授業科目を開設し、教育課程を編成する。

#### 1) カリキュラム・ポリシー

- ①公衆衛生に関する一定レベルの知識・技能を修得させるため、国際的な公衆衛生大学院設置基準である5領域(疫学、保健医療管理学、生物統計学、社会科学・行動科学、環境・食品衛生学)において、体系的な教育課程を展開する。
- ②地域の様々な課題を抽出し、エビデンスに基づいたより良い施策や方針を提示できる能力を涵養させるため、公衆衛生に関する理論を発展させた形で、講義・演習やグループ討論、現場実習による実践教育を行う。
- ③「医」と「農」の融合により、公衆衛生上の地域課題を解決するため、食を通じた健康増進に関する知識・技能を修得させるための教育を行う。  
実際の地域課題をテーマに、他研究科の学生や実際に現場で働いている専門家とのグループワークを実施し、グループワークでの討論や共同作業を通じて、他分野や多職種と協働して課題解決を行っていくことの意義や手法、コミュニケーション力・調整力の涵養を図る。
- ④実践研究科目（修士論文）では、疫学、保健医療管理学、生物統計学、社会科学・行動科学、環境・食品衛生学のいずれかの領域について、研究の計画、実施、発表と一連の流れを実践しながら、専門家としての知識を高めると同時に企画力、プレゼンテーション能力、職業的倫理を含めた総合力を涵養させる。

具体的な考え方は以下のとおり。

教育課程は、「基礎科目」、「発展科目」、「融合科目」、「実践研究科目」の4つの科目群により構成する。

授業科目は、国際的な公衆衛生大学院設置基準である5領域（疫学、保健医療管理学、生物統計学、社会科学・行動科学、環境・食品衛生学）を基本とした科目構成と

し、医学系及び農学系の教員により体系的な教育課程を展開することで、公衆衛生学の専門知識を学生に体系的に修得させる。また、これらの専門知識を修得する科目に加え、医学及び農学の学際的な体制による融合型の科目を開設する。

これにより、食を通じた健康増進に関する知識及び技能を学生に修得させ、例えば愛媛県で発症率が高い心疾患の予防方法など、公衆衛生上の地域課題に的確に対応できる人材を養成する。

本学環では、研究科等連係課程という新たな制度を活用し、医農融合による体系的な教育課程を展開し、食を通じた健康増進に関する知識・技能を持ち、多様な関係者と協力して健康施策を実現できる公衆衛生人材を養成するという新たな試みである。

そのため、授業については、様々な専門の教員による授業（オムニバス形式）により、学生に幅広い知識・技能の修得を図ることを基本とし、演習科目については、グループワークや討議、現地実習を通じて、他分野や多職種との協働に必要なコミュニケーション力や調整力を涵養する。

オムニバス形式の授業の開講にあたっては、事前に科目責任者と科目担当者で、授業科目の目的、到達目標、内容、授業の実施方法並びに評価方法等の打ち合わせを行い、連携して教育にあたる。

また、成績評価については、科目責任者と科目担当者で、授業への参加態度及び理解度について、各回の授業担当教員と科目責任者が協議し、課題に対するプレゼンテーション等により、学修成果の到達度を検証し、総合的に評価する。

基礎科目は、必修科目とし、国際的な公衆衛生大学院設置基準に基づき、

- 1) 疫学 (Epidemiology)
- 2) 保健医療管理学 (Health Service Administration)
- 3) 生物統計学 (Biostatistics)
- 4) 社会科学・行動科学 (Social and Behavioral Sciences)
- 5) 環境・食品衛生学 (Environmental and food hygiene)

の5領域に関する基礎的な知識を修得する。

疫学領域では、公衆衛生学の基礎となる疫学の専門知識を修得するため、「疫学概論」を配置し、発展科目である「臨床疫学概論」へと繋げていく。

保健医療管理学領域では、公衆衛生行政の法律や組織、制度について理解し、それらの根拠となる考え方を学ぶため、「保健行政概論」を配置し、発展科目である「地域看護学Ⅰ特論」、「地域看護学Ⅱ特論」に繋げていく。

生物統計学領域では、医学研究で用いられる統計手法の理解及びその結果の正しい解釈ができ、自らの医学研究に応用できる知識を修得するため、「医学統計学概論」を配置し、発展科目である「統計演習」へ繋げていく。

社会科学・行動科学領域では、人と社会との関わりを踏まえ、社会経済要因やストレスと健康問題との関連を考え、さらには、精神保健学、臨床法医学、医の倫理の基礎を学ぶことで、医学的事項の社会的・法律的な関わりや科学的で公正な判断を下す為のプロセスについての知識を修得する「社会科学・行動科学概論」を配置し、発展科目である「精神保健学概論」に繋げていく。

環境・食品衛生学の領域では、医学系教員による産業保健に加え、農学系教員による有害物質等における環境リスクや食の安全について学修する「環境・食品衛生学概論」を配置し、発展科目である「機能性食品開発論」に繋げていく。

発展科目では、基礎科目で学修した知識を発展させるための講義・演習科目をそれぞれ用意した。発展科目9単位のうち、4単位は選択科目とし、学生が自らの専門や興味に応じて選択し、実践的な知識・技能を修得できるようにした。また、「統計演習」、「疫学方法演習」、「E BM演習」のグループ討論による実践教育を通じて、エビデンスに基づいたより良い施策や方針を提示できる能力を涵養するとともに、「保健所演習」「地域医療学演習」の現場実習による実践教育を通じて、地域の様々な課題を抽出する。

さらに、現在のコロナ禍を踏まえ、新型コロナウイルスを含む広範な感染症について学修し、人の健康、動物の健康、環境の保全というワンヘルスの概念を学修する「感染症・健康危機管理学」を必修単位として配置する。

融合科目は、「医」と「農」の融合により、公衆衛生上の地域課題を解決するため、食を通じた健康増進に関する知識・技能を修得する科目として「医農融合公衆衛生学概論」、「医農融合公衆衛生学演習」を配置した。「医農融合公衆衛生学概論」は1年次の前学期において、医農融合公衆衛生学への橋渡しを行い、教育カリキュラムを理解するとともに、医農融合の重要性を学修するための科目である。医食同源に関連する地域課題をテーマに、他研究科の学生や実際に現場で働いている専門家も交えて、グループワークを行う。グループワークでの討論や共同作業を通じて、食を通じた健康増進、すなわち「医」と「農」の融合が重要であることを学ぶとともに、他分野や多職種と協働して課題解決を行っていくことの意義や手法、リーダーシップ、コミュニケーション力・調整力を養う科目とした。

また、「医農融合公衆衛生学演習」は、「医」と「農」の融合により、公衆衛生上の地域課題を解決するため、食を通じた健康増進に関する知識・技能を修得させ、地域社会に現実に起こっている、又は将来起こり得る公衆衛生上の問題を幅広い視点で理解し、解決する力を身に付けさせる。具体的には、複数の専門分野からなる教員による講義を受講させたのち、発展科目で学んだ公衆衛生に関する幅広い知識・技能を栄養疫学に適用することで、栄養疫学の知見を深めるだけでなく、自身が専門とする分野に応用できる素養を涵養する。

実践研究科目は、自分の興味や目指す将来像・キャリアパスに応じて、学生が自らの学びに応じた研究テーマ・課題を設定し、修士論文の研究計画をまとめるための科目として配置する。

本学環は、地域における様々な健康課題を解決し、持続可能な健康施策を実現するために、公衆衛生の体系的な知識に加え、食を通じた健康増進に関する知識及び技能を有し、科学的判断に基づいて解決策を講じる能力を備え、多様な関係者と協力することができる専門職業人の養成を目的としており、医学系研究科と農学研究科が連携することにより、栄養学や幅広い環境保健学も含めた総合的な公衆衛生教育を実現する。

このことは、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―」（平成17年）において、高度専門職業人の養成に必要な教育として、理論的知識や能力を基礎として実務にそれらを応用する能力が身に付く体系的な教育課程と研究指導が求められている点とも合致しており、本学環は、まさにこの役割を体現し、次世代を担う公衆衛生学専門家を育成し、地域の健康増進と環境改善に寄与することを目指して、教育課程を編成している。

## 2. 教育課程の特色

### 1) 教育課程の特色

本学環の教育課程の特色は以下のとおりである。

- ア) 医学系研究科と農学研究科が連携することにより、国際的な公衆衛生大学院設置基準に基づいたグローバルスタンダードな公衆衛生教育を実施する。
- イ) 医学系研究科と農学研究科が連携することで、医学系研究科が持つ疫学・保健医療管理学・ヘルスデータサイエンスに関する知識と技術、地域医療データベース、農学研究科が持つ環境汚染物質の測定や食品機能性評価の技術、食品衛生に関する知識と技術といったそれぞれの研究科の強みを活かしつつ、健康関連のSDGsを幅広くカバーした教育・研究を展開する。
- ウ) 公衆衛生の専門知識に加えて、「医」と「農」の融合により、地域の健康課題を解決に導くため、食を通じた健康増進知識・技能を修得させる教育を展開する。

### 2) 科目の配置と履修

科目の配置については、基礎科目及び発展科目の講義科目を1年前学期に配置し、座学により必要な知識を修得する。また、医農融合の橋渡しを行い、教育カリキュラムを理解するとともに、医農融合の重要性を学修させるための講義科目を1年前学期に配置した。座学と連動し、座学から実践までのプロセスを学ぶことのできる演習

科目を1年後学期に配置した（資料2）。

食を通じた健康増進に関する知識・技能を修得するための医農融合型の演習科目を1年後学期に配置する。医農融合公衆衛生学演習では、基礎科目、発展科目で培った知識・技能をもとに、他研究科の学生や実際に現場で働いている専門家とのグループワークを実施し、グループワークでの討論や共同作業を通じて、他分野や多職種と協働して課題解決を行っていくことの意義や手法、コミュニケーション力・調整力の涵養を図る。

修士論文の研究計画をまとめるための科目である実践研究科目については、1年後学期から2年までの履修期間とする。1年後学期より研究計画の立案・策定を行い、2年次で研究の実施・取りまとめる目安で行う。

実践研究科目では、学生は自らの専門領域に応じた研究課題を設定し、研究課題に沿って研究計画を立て、エビデンスに基づいた論文作成といった一連の作業を行う。そのためには研究に関する論文の精査、指導教員との十分なディスカッションを経て進めて行く必要があり、多くの時間を費やすことが予想されることから、修士論文作成のための演習時間を8単位の科目とした。

### 3. 研究科等連係課程実施基本組織における業務運営

本学環の安定的かつ継続的な実施のため、学環委員会を設置し、必要な業務運営を行う。業務運営に関する権限等を明確にするため、学環に関する規程を定め、審議事項、経費の配分、教育方法、履修方法、成績評価等学生に対する責任等必要な事項を定める。

### 4. 研究科等連係課程実施基本組織への経費の配分

本学環に必要な経費については、連係協力研究科から配分するものとし、その配分割合については、収容定員の内訳や入学実績等により、それぞれの部局で協議して決定する。

## V. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### 1. 教育方法

本学環は、国際的な公衆衛生大学院設置基準に基づき、5つの領域をカバーすることにより、多様化する健康問題に対応するための幅広い知識を修得する。

また、「基礎科目」、「発展科目」、「融合科目」、「実践研究科目」の4つの科目群により構成する。

基礎科目は、必修科目であり、講義科目で構成する。講義科目については、1年前学期に配置し、座学により必要な知識を修得する。

発展科目は、基礎科目で学修した知識を発展させるための科目であり、講義科目と演習科目で構成する。発展科目では、講義科目を1年次に配置し、グループ討論や現場実習を行う演習科目を1年後学期から2年前学期に配置し、座学から実践までのプロセスを学修する。

実践研究科目は、修士論文の研究計画をまとめるための科目として1年後学期から配置する。1年次より研究計画の立案・策定を開始し、2年次で研究の実施・取りまとめを行い、自らの専門領域に応じた領域を選択し、研究課題に沿って研究計画を立て、論文作成といった一連の作業を行う。

## 2. 履修指導

学生は、基礎科目7単位、発展科目9単位、融合科目6単位、実践研究科目8単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格するものとする。

## 3. 研究指導の方法

### 1) 入学から修了までの履修指導、研究指導の方法

入学から修了までの2年間の学修プロセスの概要を資料3に示す。学生には入学時に履修に関するガイダンスを行い、規則、シラバス、履修の流れ、履修モデルなどの資料を用いて、本学環の設置の趣旨からその目的とするところ、さらには具体的なカリキュラムの選択の方法、修士論文や修了要件を満たすまでのプロセスを具体的に説明する。履修指導に関しては、履修モデルに基づいて、学生一人一人のニーズに応じた指導を行うこととする。

### 2) 履修指導

本学環では、1人の学生に対し、1人の主指導教員及び2人の副指導教員を配置する。

学生は、入学時に主指導教員、副指導教員を決定し、研究テーマや履修モデルに基づいて履修科目を選択する。主指導教員は学生が修士論文を作成するまでの2年間、主として研究指導にかかわる教員であり、副指導教員と共同して指導を行う。

主指導教員と2人の副指導教員は、それぞれ別の領域の教員が担当する。それにより、学生の専門分野でない領域についても、きめ細かく指導できるよう配慮するとともに、複数の領域の教員が連携して指導することにより、医農融合の教育を実現する。

学生への履修指導は、修了後の進路も考慮し、系統的かつ計画的に履修できるよう個別に指導・助言を行う。また、学生の経験・適正・能力等に応じた履修指導・研修指導を行う。

社会人大学院生など夜間開講の授業の履修を希望する学生には、計画的に必要な単位を履修し、十分な研究指導を受けられるよう注意を払い、必要な助言を行う。

本学環修了のためには、基礎科目 7 単位、発展科目 9 単位、融合科目 6 単位、実践研究科目 8 単位を修得し、かつ、主指導教員の下で修士論文を作成しなければならない。

履修モデルは、基礎科目は共通であるが、発展科目の一部が選択科目となっているため、学生が自らの専門分野や興味、修士論文のテーマに応じて、科目の取り方を選択することができる。

資料 4 に学生の履修モデルの例を示す。

モデル A は、医療専門職を対象とするもので、疫学領域についての知見や技術に加え、食を通じた健康増進を修得したい学生に対するもので、臨床疫学概論、ヘルスデータサイエンス概算、精神保健学概論、機能的食品開発論など幅広く学修することで、十分な疫学の知識に基づき、様々な疫学研究成果や系統レビュー、メタアナリシスの研究成果について、その解釈及びエビデンスレベルを適切に理解し、根拠に基づく疫学・栄養学を合理的に実践する能力を養う履修モデルである。

モデル B は、教育研究者を志向する学生に対するもので、医療・保健・看護・食品を通じた健康増進に関する問題点を把握して、健康施策の体系化や医療データの要因分析、コーホート研究など、食と健康に関する研究を実践する能力を養う履修モデルである。

モデル C は、健康に関する実務者に対するもので、精神保健学概論、地域看護学特論など地域の公衆衛生に関する科目を学修することで、地域の健康指導を実践するなど、地域の健康増進のための施策を担当する能力を養う履修モデルである。

モデル D は、環境・食品関係従事者に対するもので、様々なデータを用いて科学的・統計的に有用な知見を見出すヘルスデータサイエンス概論と食品の機能的成分に関する知見を深める機能的食品開発論を学修することにより、食を通じたスペシャリストとして、公衆衛生知識を活用した健康関連商品の企画・開発を実践する能力を養うことに焦点を置いた履修モデルとする。

### 3) 指導教員体制

主指導教員 1 名は、学生が修士論文を作成するまでの 2 年間、主として研究指導にかかわる教員である。さらに、副指導教員 2 名を配置し学生の研究指導に当たる。

主指導教員は、学生の専門分野や研究テーマに即して入学時に選任される必要がある。そのためには受験希望者が主指導教員の資格を持つ教員の現在の研究分野や過去の業績を閲覧でき、自身の研究テーマに最もふさわしい教員を見つける、いわゆるマッチングの体制が必要である。現在のところ、連係協力研究科において、研究科独自のホームページを立ち上げており、そこから各講座の研究テーマや研究業績を閲覧することができ、学生は自己の専門分野や研究テーマに最も近い教員を見つけることができる。

本学環開設後は、主指導教員の研究内容、実績、指導内容等を本学環のホームページ上で情報開示する予定である。

学生と指導教員のマッチング調整は以下の手順で行う。

- ①受験希望者は、自身の専門分野や研究テーマに応じてホームページ等により主指導教員となる講座の業績等の閲覧を行い、最もふさわしい教員を見つける。
- ②受験希望者が教員と連絡を取りたい場合に備え、相談窓口を開設し、担当職員が教員に相談できるよう調整を行う。また、特定の教員が判断できない場合には、担当職員が受験希望者のニーズを聞き取り、学環長と相談を行い、適任の教員を指名する。
- ③受験希望者と教員との面談を行い、受験希望者のニーズと教員の研究支援内容とがマッチングする場合には、その教員が研究指導予定教員として、入学後の見通し、及び14条特例を適用するかどうかの判断を行う。14条特例を適用する場合には職場の就学支援の環境整備について話し合い支援を行う。
- ④入学試験時に、複数の教員による面接を行い、指導教員とのマッチングについて確認を行う。
- ⑤副指導教員は学生と主指導教員との話し合いに基づいて決定する。入学後から修了までは、標準的なスケジュールに基づいて主指導教員、副指導教員が学生の学修を支援する。なお、その過程でミスマッチが発生した場合には、主指導教員等の変更の申し出を行い、協議のうえで新たな研究指導体制を組むことができる。

なお、本学環の研究指導教員となることのできる者は、教授又は准教授のうち、担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者で、大学卒業後（大学卒業以外の場合は大学卒業を基準として換算）10年以上を経過している者とする。

#### 4) 標準的な研究指導スケジュール

研究指導の標準的なスケジュールは以下のとおりである（資料5）。

##### 《1年次》

入学時に主指導教員、副指導教員を決定し、研究テーマや履修モデルに基づいて履修科目を選択する。座学による知識の修得と座学と連動した演習での実践を通じて研究テーマを焦点化する。文献検索を行いながら研究テーマに関する関連研究を精査し、自身の研究計画の立案・策定を行い、学内の修士論文研究計画書発表会においてプレゼンテーションを行い、各分野の指導教員から指導を受けるとともに、審査を受け、研究計画の承認を得る。

研究計画に基づき、研究を開始する。必要があれば、研究倫理審査委員会に研究計画を

提出し、研究倫理審査委員会の承認の後、研究を開始する。研究開始後は、定期的に主指導教員、副指導教員に研究の進捗状況を報告し、指導を受ける機会を設ける。

## 《2年次》

主指導教員の具体的な指導の下、学位論文の作成に取り組む。

1月に修士論文を提出し、学内の修士論文発表会においてプレゼンテーションを行った上で、各分野の指導教員から指導を受けるとともに、2月に修士論文審査（論文審査・最終試験）を行う。修士論文は学位論文審査委員会で審査し、学環委員会で合否の承認を得る。3月に課程を修了し、修士（公衆衛生学）の学位が授与される。

### 5) 修了要件

本学環に2年以上在学し、所定の単位30単位（基礎科目7単位、発展科目9単位、融合科目6単位、実践研究科目8単位）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格した者とする。

## 4. 研究の倫理審査体制

### 1) 研究計画審査に関わる指導

本学環の学生に対する指導としては、研究計画書の承認が得られた後、主指導教員の指導の下、本審査に先立ち、学環委員会により、倫理的配慮のみならず、研究の意義、方法の妥当性について審査し、必要な助言を行うことで本審査に向けて研究計画の整備を促す（資料6）。

### 2) 研究倫理教育の実施

本学は、平成26年8月26日文科省大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に沿って、学生を含む研究者に対し、毎年度、研究倫理教育を実施し、責任ある研究行動をとるために必要な知識及び研究の倫理的感受性を維持・向上させ、不正行為を未然に防ぐ体制としている。

## 5. 学位論文審査体制

### 1) 審査体制

修士論文の審査は学環委員会が設置する学位論文審査委員会にて行う。学位論文審査委員は学環長が指名する。学位論文審査委員会は、修士論文ごとに、主査1名、副査2名で編成する。主査と副査は主指導教員及び副指導教員とは異なる教員が担当する。学位論文の最終審査は、口頭試問により実施する。

最終試験の後、学環委員会において学位論文の審査の報告に基づき学位授与の可否を審議し決定する。

## 2) 審査基準

修士論文の審査基準は以下のとおりである。

- ①公衆衛生学の発展に寄与できる研究課題である
- ②学位論文として先行研究や既知事実の調査が十分に行われ、科学的根拠に基づいた検証がなされている
- ③研究方法や倫理的配慮が妥当である
- ④文献が適切に引用され、論旨の一貫性がある
- ⑤修士論文としての体裁が整っている

## VI. 基礎となる学部との関係

教育研究の柱となる領域のつながりなどについて、基礎となる学部等との関係を資料7に示した。

本学環の目的は、地域における様々な健康課題を解決し、持続可能な健康施策を実現するため、社会人を対象とした専門職業人の養成であり、そのため医学系研究科（医学部）が持つ疫学・保健医療管理学・ヘルスデータサイエンスに関する知識と技術及び地域医療データベース、農学研究科（農学部）が持つ環境汚染物質測定、食品機能性評価技術及び食品衛生に関する知識と技術といったそれぞれの研究科の強みを活かしつつ、既存の教員資源や施設・設備等を活用して、総合的な公衆衛生教育を実施するものである。

また、本学環に参加する教員にとっても、新たな学術分野と連携・融合することで、教員の資質向上及び新たなシーズの発見に繋がることが期待できる。

本学環と連係協力研究科（医学系研究科及び農学研究科）及び基礎となる学部（医学部及び農学部）は互いに補完的な関係であり、緊密な関係のもと、教育・研究を実施する予定である。

## VII. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

### 1. 修業年限

社会人入学者の就学を支援するために、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用する。また、大学院設置基準第15条及び愛媛大学大学院学則第22条に則り長期履修制度を導入する。本学環の修業年限は2年であるが、申請により長期履修制度の利用許可を得た学生は、修業年限を3年又は4年とすることができ、それまでに必要単位を修得し、修士論文を完成させなければならない。

### 2. 履修指導及び研究指導の方法

入学前に主指導教員と履修方法ならびに研究指導について十分に打合せを行い、長期

履修制度及び夜間授業や遠隔授業を活用することで、学生が離職することなく就学を継続できるようにできる限り支援する。

科目履修の方法については入学時のオリエンテーションで具体的に説明するとともに、夜間の授業時間（18時から21時）を設け、就業時間外でも履修ができるよう配慮する。研究指導は、主指導教員との相談のうえ、夜間や土曜日等の特定の時間帯の利用、もしくは電子メール、インターネットを使った音声通話やビデオ通話の利用等を含め、適切な方法を選択して進めていく。

### 3. 授業の実施方法

資料8に本学環の時間割を示した。

講義は原則、昼間（8時30分から17時50分）に開講するが、仕事を続けながら学ぶ学生のために、eラーニングを開設する。講義科目のなかで発表・討論を行う場合は、社会人学生が参加できる日程を調整のうえ、実施する。

演習科目については、社会人学生が参加できるように、夜間の授業時間（18時から21時）、もしくは土曜日に実施する。学外で行う必要のある演習（保健所演習、地域医療学演習）については、あらかじめ学生と担当教員、ならびに受け入れ先の機関と調整を行い、就業時間の調整ができる日時を設定して実施する。

また、研究指導は主指導教員と学生の双方で調整を行い、学生の休業日等を利用して指導する。加えて、電子メール、インターネットを使った音声通話やビデオ通話を利用してながら学外からでも適宜指導ができる体制を整える。

時間割については、本学環の入学定員が5名であることから、一般学生と14条特例の学生で分けた時間割編成ではなく、学生の勤務状況等、個々の事情を考慮して授業を実施する。

### 4. 教員の負担の程度

夜間（18時から21時）及び休日に授業を開講する教員については、愛媛大学職員就業規則第49条の定める専門業務型裁量労働制に基づき、業務の遂行に必要な始業、終業時刻及び休憩時間等は教員の裁量に委ね弾力的に運用するものとする。

また、特定の教員に過剰な負担が生じないように、本学環の専任教員については学部、ならびに大学院教育における担当時間数の状況を確認し、授業を持たない曜日を週1日以上設ける等、教員の研究時間の確保を行う。

### 5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本学環の講義や研究指導は、医学系研究科のある重信キャンパスと農学研究科のある樽味キャンパスの講義棟及び研究室を利用して行う。したがって、学生は重信キャンパス及び樽味キャンパスにある、図書館分館、ならびに売店、食堂、駐車場を利用すること

ができる。また、それぞれのキャンパスにある大学院生用の学生研究室も利用でき、統計ソフトをインストールしたコンピューターやプリンターを共同で使用できる。

図書館分館に関しては、「X. 施設・設備等の整備計画 3) 図書等の整備状況」で示しているように、医学部分館の開館時間は、平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 まで、農学部分館の開館時間は、平日 9:00～20:00、土曜日 9:00～13:00 まで開館している。

社会人大学院生への配慮として、閉館時でも医学部所属の学生及び院生は、医学部分館の時間外入館システムにより平日 22:00 までと日曜・祝日の 10:00～17:00 まで（年末年始は除く）利用可能である。また、文献検索や電子ジャーナルについては、図書館のホームページから 24 時間利用することができる。

健康管理に関しては、重信キャンパスでは、総合健康センター重信分室に医師と看護師が常駐し、気分が不良になった学生への処置が行われており、社会人学生においても利用可能である。樽味キャンパスでは、保育・保健室を設置し、週 3 日、看護師が駐在しており、農学部・農学研究科学生は、保育や授乳、また、臨時応急の手当てを受けることができ、また、体調不良時に休憩をとることができる。

また、社会人学生に対しては、主指導教員が各事業所での健康診断の受診状況を確認し、学生の健康状態の把握を行う。

## 6. 入学者選抜の概要

本学環の入学試験は、研究課題に対するプレゼンテーション、口頭試問を含む面接により総合的に判断する。

## VIII. 入学者選抜の概要

### 1. 入学者選抜の概要

本学環のアドミッション・ポリシーに沿った学生を獲得するため必要な入試を行う。

#### 1) アドミッション・ポリシー

養成する人材、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえ、以下のとおりアドミッション・ポリシーを設定する。

- ①公衆衛生の分野で専門職あるいは教育研究職につく意欲があり、地域における様々な健康問題を認識し、解決するために必要な理論と実践力を獲得する意志のある者。
- ②臨床経験や実務経験のある医療、保健、福祉従事者で、疫学を中核としたさらなる高度な専門性を身につけたい者。
- ③疫学者、臨床疫学者等の研究者を志向する者。
- ④食品関係の分野に公衆衛生学の知識を応用したい者。
- ⑤地域の健康増進に係る諸課題の解決のため、公衆衛生学の知識を身につけたい者。

## 2) 選抜方法

アドミッション・ポリシーに基づき、入学試験は、研究課題に対するプレゼンテーション、口頭試問を含む面接により総合的に判断する。

研究課題に対するプレゼンテーションでは、公衆衛生学に関する専門的知識の有無、自立的に研究を行う意識の有無、研究成果を発表するための基本的なコミュニケーション力などを判断する。また、口頭試問を含む面接では、他分野・多職種と協働するためのコミュニケーション力、調整力、主体性を持って多職種の人と協働して調整する態度を確認し、適格者かどうか判断する。

受験希望者は、事前に面談のうえ研究指導教員を決定し、研究課題や履修内容等についての指導を受け、出願時に「研究計画書」「卒業証明書」「成績証明書」を提出するものとする。

## 3). 入学定員及び収容定員

本学環の教育課程、教育方法、研究指導體制、ならびに教員数の諸条件から判断し、入学定員は社会人を含む5人とする。

名称	修学年数	入学定員	収容定員
医農融合公衆衛生学環 (修士課程)	2年	5人	10人

## 4). 入学定員の連係協力研究科からの振替

本学環の入学定員の連係協力研究科からの振替定員の内訳は、本学環の教育課程、教育方法及び連係協力研究科の定員充足率等を踏まえ以下のとおりとする。

名称	連係協力研究科の名称	入学定員	収容定員
医農融合公衆衛生学環 (修士課程)	医学系研究科	2人	4人
	農学研究科 (内訳)	3人	6人
	食料生産学専攻	1人	2人
	生物環境学専攻	2人	4人

## 5). 出願資格

次の条件を満たすものを出願資格があるものと定める。

以下の各号のいずれかに該当する者

ア) 大学を卒業した者及び令和4年3月までに卒業見込みの者

イ) 学校教育法第104条第7項の規定により大学改革支援・学位授与機構又は大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び令和4年3月までに授与される見込みの者

- ウ) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和4年3月までに修了見込みの者
- エ) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和4年3月までに修了見込みの者
- オ) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和4年3月までに修了見込みの者
- カ) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和4年3月までに授与される見込みの者
- キ) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和4年3月までに修了見込みの者
- ク) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- ケ) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると本学大学院が認めたもの
- コ) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和4年3月までに22歳に達するもの
- カ) 令和4年3月において、大学に3年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- シ) 令和4年3月において、外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- ス) 令和4年3月において、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

セ) 令和4年3月において、我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

#### 6). 社会人に対する選抜の上での配慮

本学環の入学者は、アドミッション・ポリシーを満たす豊かな知識とコミュニケーション力が必要である。したがって、入学試験は一般学生と区別なく実施する。

入学試験の実施日程については、土日を活用するなど社会人に配慮して実施する。

## 2. 入学者の確保

本学環では、社会人の受入れが主な柱となる。想定される応募先としては以下が考えられる。

- 1) 県・市町村の公衆衛生関係者（保健所の医師、行政担当者等）
- 2) 医師
- 3) 歯科医師
- 4) 獣医師
- 5) 看護師
- 6) 薬剤師
- 7) 管理栄養士・歯科衛生士
- 8) 環境企業従事者・食品企業従事者

## IX. 教員組織の編成の考え方及び特色

### 1. 教員組織編成の基本的な考え方

本学環の組織は、博士の学位を有する 31 人の専任教員（医学系研究科 17 人、農学研究科 14 人）、2人の兼任教員、10 人の兼任教員で組織する。専任教員 31 人はそれぞれ医学系研究科及び農学研究科を兼務する。授業科目別の担当教員の一覧を資料 9 に示した。教育課程上の主要科目である必修科目には、主として准教授以上の専任教員を配置する。

本学環は、国際的な公衆衛生大学院設置基準である 5 領域（疫学、保健医療管理学、生物統計学、社会科学・行動科学、環境・食品衛生学）において、体系的な教育課程を展開するため、それぞれの領域に医学系研究科及び農学研究科から幅広い専門の教員を配置する。

疫学領域には、疫学を専門とする教員、内科系を中心とした幅広い診療科の臨床系教員を配置する。

保健医療管理学領域には、地域健康システム看護学の教員を配置し、さらには県の保健所長、健康衛生局長を兼任として配置する。

生物統計学領域には、医療情報学の教員や疫学の教員を配置し、統計学処理の専門知識やデータの処理方法を学習する。

社会科学・行動科学領域には、精神神経科学や法医学の教員を配置する。

環境・食品衛生学領域には、環境が健康に与える影響や産業保健における公衆衛生学の役割などを学修するため、生物環境学や疫学の教員を配置し、さらには県立衛生環境研究所長を兼任として配置する。

本学環は、公衆衛生の専門知識に加えて、「医」と「農」の融合により、地域の健康課題を解決に導くために、食を通じた健康増進に関する知識・技能を修得させる教育を行う予定である。そのための授業科目として、融合科目（医農融合公衆衛生学概論及び医農融合公衆衛生学演習）を用意して、愛媛県で課題とされている食と健康に関わる領域に着目することで、食を通じた健康増進に関する知識・技能を修得させる教育を展開する。

融合科目には、医学系研究科から予防医学、疫学の領域の教員を配置し、さらに、農学研究科から人の健康に影響を与える食に関連のある、栄養科学、作物学、食品機能学、健康栄養学の領域の教員を配置することで、食に関わる健康リスクと疾病予防など、食を通じた健康増進に関する教育を展開する。

## 2. 教員組織の特色

### 1) 教員組織の特色

教員組織は、開設年度において30歳代1人、40歳代10人、50歳代14人、60歳代6人の教員で構成し、完成年度においても、40歳代7人、50歳代14人、60歳代10人である。

本学の「国立大学法人愛媛大学教員規程」（資料10）において、教員の定年は65歳と定められている。完成年度までの間に定年を迎える教員はおらず、バランス良く配置しており、教育研究の継続性は担保されている。

所 属	30代	40代	50代	60代	合計
医学系研究科		4名	7名	6名	17名
教授		2名	5名	6名	13名
准教授		1名	2名		3名
助教		1名			1名
農学研究科	1名	6名	7名		14名
教授		2名	6名		8名
准教授	1名	4名			5名
助教			1名		1名

## 2). 教員の従事比率（エフォート）の管理

本学環に所属する教員は、連係協力研究科である医学系研究科又は農学研究科をそれぞれ兼務する。本学環との従事比率（エフォート）については、授業の開講数や学生指導の有無等を考慮した上で、個々の教員毎に従事比率を把握し、教員の教育研究に支障がでないよう適切に管理する。

# X. 施設・設備等の整備計画

## 1. 施設・設備の整備状況

### 1) 講義室等の整備状況

本学環では、愛媛大学重信キャンパス及び愛媛大学樽味キャンパスにおいて授業を実施する。重信キャンパスには、医学系研究科が、樽味キャンパスには農学研究科がある。大学院生用の教室・施設や設備・器具等は連係協力研究科と共用で使用する。演習は研究指導教員の研究室を使用するほか、既存の演習室を利用する。また院生研究室についても、既存の連係協力研究科の設備を利用する予定である。

### 2) 学生研究室等の整備状況

本学環で使用する学生研究室等については、連係協力研究科の既存の学生研究室（資料 11）を利用する。

### 3) 図書等の整備状況

#### ア) 図書等の設置状況

本学環の連係協力研究科のある重信キャンパス（医学系研究科）と樽味キャンパス（農学研究科）にはそれぞれ図書館分館が設置されている。

愛媛大学図書館医学部分館は、和書 28,089 冊、洋書 13,813 冊合計 41,902 冊（令和 2 年度末）の蔵書数を有し、うち 18,459 冊が開架図書である。雑誌については、和雑誌 745 種、洋雑誌 353 種合計 1,098 種を所蔵している。この他にも、各種データベース、Web コンテンツが図書館ホームページから利用できる環境になっている。

愛媛大学図書館農学部分館は、和書 75,848 冊、洋書 23,879 冊合計 99,727 冊（令和 2 年度末）の蔵書数を有し、26,429 冊が開架図書である。雑誌については、和雑誌 3,151 種、洋雑誌 939 種合計 4,090 種を所蔵している。この他にも、各種データベース、Web コンテンツが図書館ホームページから利用できる環境になっている。

平成 30 年度から新たに電子書籍予算を獲得し、オフキャンパスから Web 認証を利用して、単なる文字テキストだけではなく映像情報や検索機能に対応した資料を 24 時間提供可能な次世代サービス（非来館型サービス）を導入している。

## イ) デジタルデータベース・電子ジャーナル等整備状況

電子ジャーナルについては、医学・看護学関係のデータベース等として『医学中央雑誌 Web (同時アクセス 4)』『CINAHL (同時アクセス 4)』『The Cochran Library (同時アクセス 1)』『CiNii』『Journal Citation Reports』『PubMed』『最新看護索引 Web (同時アクセス 3)』『Nursing Skills Japan』『MEDLINE (EBSCO host) (同時アクセス 4)』『Up to Date』『Ovid EBM Reviews (同時アクセス 1)』『DynaMed Plus』(研修医限定)『Procedures CONSULT』(研修医限定)『今日の臨床サポート』『看護師国試 Web (同時アクセス 4)』『UpToDate』『Ovid EBM Reviews (同時アクセス 1)』『DynaMed Plus』(研修医限定)『Procedures CONSULT』(研修医限定)『今日の臨床サポート』『Current Decision Support』『看護師国試 Web (同時アクセス 6)』『Visible Body on Ovid』が利用できる(アクセス数の記載のないものは同時アクセス数の制限なし)、研究基盤環境は十分に整っている。また、農学関係のデータベース等として『ルーラル電子図書館 (同時アクセス 50)』が利用できる。

電子ジャーナルの種類数は 3,903 種(全学共通:一部学部限定有り)で『Medical Online』『SciVerse ScienceDirect』『Lippincott Williams & Wilkins』『Wiley Online Library』『SpringerLink』『JSTOR』『OUP』『CUP』『Nature』『Science』『PNAS』等の愛媛大学から利用できるタイトルは、学内のどこからでも自由に検索又は閲覧でき、コンテンツによっては Web 認証でオフキャンパスからも利用可能な環境に整備している。

また、学内で入手できない文献については、国立情報学研究所の相互利用サービスを活用して入手している。医学部分館においては 2018 年 6 月より電子ジャーナル契約外の論文を入手するため、一部の出版社に限り論文ごとのデータ保存契約も導入している。

## ウ) 図書館の機能等の状況

医学部分館の開館時間は、平日 9:00~21:00、土曜日 9:00~17:00 まで、農学部分館の開館時間は、平日 9:00~20:00、土曜日 9:00~13:00 までとなっており、日曜・祝日と年末年始は休館である。閉館時でも医学部所属の学生及び院生は、医学部分館の時間外入館システムにより平日 22:00 までと日曜・祝日の 10:00~17:00 まで(年末年始は除く)利用可能である。

館内施設として、自己学習スペースを 130 席設けているほかにパソコンルーム、グループ学習用のラーニングコモンズ、マルチメディアコーナー、ラウンジがある。パソコンルームでは 13 台のパソコンが使用可能で、ラーニングコモンズスペースでは、可動式テーブル 12 台、椅子 24 席、ホワイトボード 6 台、コピーボード(専用プリンター 1 台) 1 台を設置して各種ミーティングに対応できるようになっている。マルチメディアコーナーでは、個人ブースを 10 席(各席に DVD

プレイヤー設置)設置して自由に視聴覚資料を使って学習できる。令和2年1月には、利用者がノートパソコンやスマートフォン等の各種情報機器を持ち込んで学習・研究に利用できる ICT 学習室 22 席を整備した。また、1 階のラウンジには自動販売機を設置してソファで飲み物を飲みながら寛げるよう配慮している。

農学部分館では、自己学習スペースを 108 席とパソコン席 8 席設けているほか AV ブース 3 席 (各席に DVD/VHS プレイヤー設置) とグループ学習室 1 室がある。グループ学習室では、机椅子が 20 席分とホワイトボード 1 台、DVD/VHS プレイヤー 1 台を設置して各種ミーティングに対応できるようになっている。令和 3 年 3 月には、自己学習スペースのうち 40 席分の家具を入れ替え、3 人用の可動式テーブル 8 台、1 人用の可動式テーブル 16 台、椅子 40 席、ホワイトボード 8 台を設置して、各種ミーティングに対応できるアクティブラーニングスペースとした。

## 2. 施設・設備の整備計画

### 1) 施設・設備の整備計画

本学環では、既存の施設・設備等の利用を想定している。既存の施設・設備の利用に当たっては、関係協力研究科と緊密に連携し、教育研究に支障を与えないよう留意する。本学環において、新たな施設・設備等の整備が必要となる場合は、関係協力研究科において計画的に整備する。

### 2) 学生・教員への移動等への配慮

本学環では、重信キャンパスと樽味キャンパスにおいて、それぞれ講義等を行う。

本学環を担当する専任教員 31 名のうち、17 名は重信キャンパス、14 名は樽味キャンパスを教育研究活動の拠点としている。

学生・教員の移動については、自家用車・共用車の使用がほとんどであると考えられるため、駐車場の確保等について配慮する。

重信キャンパスと樽味キャンパス間は、公共交通機関を利用した場合、約 40 分程度の距離であり、最寄り駅・バス停もそれぞれのキャンパスの前にあるため、公共交通機関により移動することも容易である。

本学環においては、キャンパス間の移動を考慮し、同一地区の講義は同じ曜日に配置するなど移動を最小限度とする時間割を組み、学生及び教員の移動に係る負担を軽減する。

## XI. 2以上の校地において教育研究を行う場合

本学環では、重信キャンパスと樽味キャンパスにおいて、それぞれ講義等を行う。

それぞれのキャンパスにおける学生の収容定員は、重信キャンパス 4 名、樽味キャンパス 6 名である。

本学環を担当する専任教員 31 名のうち、17 名は重信キャンパス、14 名は樽味キャンパスを教育研究活動の拠点としている。

学生・教員の移動については、自家用車・共用車の使用がほとんどであると考えられるため、駐車場の確保等について配慮する。

重信キャンパスと樽味キャンパス間は、公共交通機関を利用した場合、約 40 分程度の距離であり、最寄り駅・バス停もそれぞれのキャンパスの前にあるため、公共交通機関により移動することも容易である。

本学環においては、キャンパス間の移動を考慮し、同一地区の講義は同じ曜日に配置するなど移動を最小限度とする時間割を組み、学生及び教員の移動に係る負担を軽減する。

## **XII. 管理運営**

### **1. 管理運営及び教学管理体制**

本学環の管理運営及び教学管理は、規則に基づき、「学環委員会」で行う。

「学環委員会」は、本学環を兼務する教授によって構成され、本学環の運営に係る重要事項（目標・評価、諸規則の制定・改廃、予算、組織、教育課程の編成、学生の入学、修了及び学位の授与に関する事項、学生の懲戒、学生生活支援等）を審議する。

学環委員会は必要に応じて、年数回程度開催する。

本学環に係る教員選考、設備・施設等の整備及び本学環の開設後の運営については、関係協力研究科と緊密に連携する。

### **2. カリキュラムの運営に関する仕組み**

カリキュラム運営については、規則において本学環における授業科目、配当単位、研究指導の内容及び履修方法を定め、運営する。

## **XIII. 自己点検・評価**

### **1. 実施体制**

本学では、平成 16 年度から国立大学法人愛媛大学基本規則第 21 条に基づき「自己点検評価室」を設置して自己点検・評価を実施している。

自己点検評価室は、愛媛大学の教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、社会貢献、管理・運営の状況について自ら実施する点検及び評価を行う。具体的には、教員の総合的業績評価等の内部評価に関すること、認証評価、中期目標・中期計画・

年度計画に対する国立大学法人評価等の第三者評価に関すること等を主要業務としている。同室は、室長、副室長、室員（学長が指名する各学部の専任教員、その他学長が必要と認めた者）から構成する組織であり、幅広い評価項目、基準・観点等に対応できる実施体制を実現している。

## 2. 実施方法、結果の活用、公表及び評価項目等

大学運営の改善、向上を目的とする本学の自己点検評価（学内の総合評価）は、教育、学術研究、社会連携等の分野別に各担当理事又は副学長を通じて、学長に情報が集約される。

分野別評価結果の改善点等については学長から担当理事又は副学長に対し指示するとともに、改善報告を求めることにより、教育研究の水準及び質の向上に努めている。

さらに、本学では、国立大学法人評価委員会及び第三者認証評価機関において、大学の自己点検・評価に基づく評価を受審しており、平成 26 年度に大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価では、「愛媛大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との評価を受けている。なお、自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果については、大学ホームページ上で公開している。

## XIV. 認証評価

大学自体の評価としては、平成 19 年度及び平成 26 年度に大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審し、大学評価・学位授与機構が定めるすべての基準を満たし、「大学評価基準を満たしている。」との評価を受けている。

（詳細は、<https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/legal/business/> に掲示）

## XV. 情報の公表

### 1. 大学としての情報提供

本学では、学校教育法第 113 条の趣旨に則り、大学ホームページや広報誌の発行等を通じて、広く社会へ情報の提供を行っている。大学ホームページでは、大学案内、学部・大学院情報、教育情報、研究情報、社会貢献情報、国際交流情報、学生生活・就職情報、入試情報等について、詳細に情報発信している。

なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に掲げる以下の教育研究活動等の状況についてもホームページで公表している。

- ①大学の教育研究上の目的に関すること。
- ②教育研究上の基本組織に関すること。

- ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- ④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- ⑦校地、校舎等の施設及びその他の学生の教育研究環境に関すること。
- ⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- ⑩その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報等）

◆教育情報の公開（上記、①～⑩）

<https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/publication01/student/>

◆法定公開情報（組織、業務の計画と評価、財務、設置に関する情報等）

<https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/>

## 2. 研究科等連係課程としての情報提供

本学環においても独自のホームページを開設し、教員紹介や教育課程の特徴を掲載するなど、教育研究活動の情報を積極的に広報する。

## XVI. 教育内容等改善のための組織的な研修等

本学では、以下の取り組みにより教員の資質向上を図るものとする。

### 1. 教員採用時の厳正な審査

教員の資質の維持向上のため、教員採用時に厳正な審査を実施している。教員の採用は公募を原則とし、連係協力研究科において、教員選考基準に基づき設置された候補者選考委員会で厳正かつ総合的に審査を行っている。

本学環の教員は連係協力研究科の教員が兼務していることから、教員採用時の審査は、連係協力研究科で行う。ただし、本学環に係る教員の採用に当たっては、連係協力研究科と緊密に連係し、本学環の教育研究に支障の無いよう、適切な教員を採用する。

### 2. 教員業績評価の実施

本学では、教員の能力や成果が厳格かつ公正に評価され、かつその評価結果が適切に処遇等に反映されることを目的として、令和2年度より新たな教員業績評価を実施している。評価の実施にあたっては、愛媛大学教員業績評価システム（E-PAS）を設置し、教員の業績を全学的に一元管理している。

評価の実施単位は、大評価単位、中評価単位、小評価単位としている。大評価単位の評価は、大学の戦略に沿った評価項目により行い、毎年度実施する。また、中評価単位の評価は、各部局等の特性を反映した評価項目により行い、年度毎に実施する毎年度評価と、3年度毎に実施する3年毎の評価により実施する。さらに、小評価単位の評価は、部局等の長が、必要に応じて、中評価単位の評価の下に設定し、実施する。

また、評価結果を適切に処遇に反映する体制としており、具体的には、大評価単位の評価は、インセンティブ手当に反映する。また、中評価単位の評価は、毎年度評価は月給制教員の基本給と勤勉手当、および年俸制教員の業績給に反映し、3年毎の評価は年俸制教員の基本給に反映する。

### 3. 教員向け能力開発プログラム等の活用

本学では、FD (Faculty Development) の定義を「教育・学習効果を最大限に高めることを目指した、①授業の改善、②カリキュラムの改善、③組織の整備・改革への組織的な取組の総称」と定め、組織的かつ継続的な活動を展開している。平成18年度には、全学のFDセンターとして、教育・学生支援機構に教育企画室を設置した。教育企画室は、平成22年3月に教育関係共同利用拠点（教職員能力開発拠点）として認定を受けており、大学教職員の組織的な研修等の中核拠点として、高等教育の質の向上に貢献している。さらに、本学が代表校となっている「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク (SPOD)」と連携しながら、FD・SDの実践的指導者の養成、実践的な研修プログラムの提供、オープン・オフィスやコンサルテーション、ウェブサイトを通じた教材等の提供、研修講師の派遣などを通して、四国地区のみならず全国の国公立大学等に向けた情報発信や技術提供をしている。

SD (Staff Development) については、平成19年度に事務系職員人事・人材育成ビジョンを策定（平成26年度改訂）し、「OJT」「OFF-JT」「自己啓発」を人材育成の3つの柱として定め、これらを有機的に組み合わせながら様々な取組を行うとともに、職員個々のキャリア形成に応じた人材育成のためのスタッフ・ポートフォリオ（職員業績記録）の活用や、本学及びSPODが実施する研修プログラムなど、体系的・段階的・持続的な職員の能力開発を実践している。

以下、本学における主な取組内容である。

#### 1) 授業の内容及び方法の改善など

##### ア) 教育コーディネーター研修会

教育コーディネーターとは、各部局（研究科、専攻など）の教育責任者として、教育方針の立案、カリキュラム編成、教育内容の教授法の改善、教育効果の検証などの活動において中核的な役割を担う教育重点型教員である。現在、大学全体で約60名が学長から任命されており、各部局の統括教育コーディネーターは、全学的な

教育課題を審議するための教育・学生支援機構の管理機関である教育学生支援会議の構成員となるなど、大学全体が有機的につながりながら教育改革を推進する組織体制がとられている。

教育企画室において、教育コーディネーター間の意思疎通を図り、改革の方向性について共通認識を持つための、教育コーディネーター研修会を毎年度実施しており、各教育コーディネーターは、この研修会で得た知識や技術なども踏まえつつ、各部局での活動を行っている。

#### イ) テニユア教員制度の活用

平成 25 年度より、若手教員の能力開発を一層促進するために、欧米に倣う形での教員育成制度を全学的に導入した。この制度は当初「愛媛大学独自のテニユア・トラック制度」と呼ばれていたが、学外で運用されている他の制度と区別するため、さらには若手育成という制度の趣旨をより明確にするため、平成 29 年度からは愛媛大学「テニユア教員育成制度」と名称を変更することとした。本制度は、教員のために多面的な能力開発（PD）プログラムを提供するとともに、能力開発のための財政的支援を行うことで、若手教員の教育研究環境を充実させ、ひいては、大学人としてふさわしい総合的な能力の育成を大きな目的としている。

具体的には、新規採用の若手教員等をテニユア教員育成期間中に体系的なプログラムのもとで大学教員として必要とされる業務（教育、研究、マネジメント）全般に関わる能力開発（年間 50 件程度）と財政的支援を全学的に行い、教育者・研究者としての自立を促進する。能力開発については、テニユア教員育成期間中の最初の 3 年間で合計 100 時間の能力開発（PD）プログラムの受講を義務化している。

「能力開発（PD：Professional Development）プログラム」

①教育能力開発（ED：Educational Development）プログラム

②研究能力開発（RD：Research Development）プログラム

③マネジメント能力開発（MD：Management Development）プログラム

#### ウ) カリキュラム・アセスメントの実施

各授業が学位授与の条件であるディプロマ・ポリシー（DP）の能力・スキルの修得に向けた内容であるかチェックすることは、授業改善に大いに関係するものである。各授業科目は、それぞれが一つの歯車であり、それらの歯車が密接に結びついて、全体としてDPの能力・スキルの修得に役立つものである。その意味で、各授業科目とDPとの関係性は、明確にしておかなければならない。本学では、DPに示す能力・スキルを学生が身に付けられるよう、カリキュラム・アセスメントを行っている。具体的には、授業評価アンケート等を継続的に実施することにより、授業改善、カリキュラム改善のPDCAサイクルを持続的に循環させている。

## エ) ティーチング・ポートフォリオの導入

教員自らの教育活動について、振り返って記述された作成文書とこれらの記述を裏づけるエビデンスから構成される教育業績に関する記録がティーチング・ポートフォリオである。このティーチング・ポートフォリオは、教育改善あるいは教育業績の評価を主たる目的として作成する。また、ティーチングに関する優れた知識の共有、あるいは情報発信ツールとしても用いる予定である。

## オ) コンサルテーション

授業、カリキュラムの見直し、新規立ち上げに関わる個別相談に教育企画室の教員が対応している。

授業コンサルティングは、教員や学生と利害関係のない第三者であるコンサルタント（教育企画室の教員）が、当該授業の教室に入り、授業に対する学生のコメントの聞き取りなどを行うものである。新たに授業を担当する際、もしくは教育内容を変更する際に、コンサルタントが支援するシラバス作成支援サービスも実施している。

カリキュラムコンサルティングでは、現状のカリキュラムのどこに課題があるのかを、学生・教員からの聞き出しを通して整理し、ニーズ把握、目的・目標設定、教育方略選択、配置、評価手法選択の手順でカリキュラムを開発する支援を行っている。

## 2) 大学職員の研修など

### ア) 能力開発及び資質向上のための制度

人事・人材育成ビジョンの策定、SPODにおける体系的・段階的・持続的なSDプログラムの取組み、全事務系職員へのスタッフ・ポートフォリオの導入など、能力開発及び資質向上のための制度を整備している。特に研修については、SPODが開発したSDプログラムを利用した研修を含めて年間35件程度を用意しており、職務や職階並びに意欲に応じて、大学職員が各種研修に参加することができる。

### イ) SDの実践的指導者の養成

平成29年4月の大学設置基準等の一部改正により、「SDの義務化」及び「教職協働」が法令等に規定され、教職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための取組や、教員・事務職員等が連携協力して業務に取り組むことがこれまで以上に重要となっている。本学では、職員の能力開発に関する知識・技術を修得し、特定の認定基準を満たしたSDの実践的指導者のことを「SDコーディネーター(SDC)」と称している。この独自資格である「SDコーディネーター

(SDC)」の認定制度を平成23年3月に設け、SDに関する知識・技術を修得し、SDの実践的指導者として適切な能力を有すると認められる者(SDC)の養成を積極的に推進している。令和元年度には、学外認定者を含む4名のSDCを輩出するなど、これまでの活動が着実に実を結ぶなかで、多くの実践的指導者の養成を行っている。